

成田市観光キャラクター「うなりくん」出動要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、成田市観光キャラクター「うなりくん」（以下「うなりくん」という。）の出動（うなりくん及び誘導等に従事する本市職員等の派遣を伴う出動をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（出動目的）

第2条 うなりくんは本市の観光イメージを向上させ、本市への更なる集客を図るために有効であると判断される行事について出動することができるものとする。ただし上記に係る出動を妨げない範囲において、市民のコミュニティ形成を推進することを目的に開催される行事についても出動することができるものとする。

（出動の申込）

第3条 うなりくんの出動を要請する者（以下「申込者」という）は、原則として出動日の2か月前までに、成田市観光キャラクター「うなりくん」出動申込書（別記第1号様式）及び感染防止対策チェックリスト（別記第2号様式）に、必要な書類を添えて成田市シティプロモーション部観光プロモーション課長（以下「管理者」という）に申し込みしなければならない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（出動可否の条件）

第4条 うなりくんの出動に際しては、次項に定める行事のいずれかに該当し、かつ、第3項に定める場合及び行事のいずれにも該当しない場合に出席する。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 出動することができる行事

（1）本市の観光イメージの向上、本市への更なる集客を図ることに繋がると判断されるもので次に掲げる行事。

ア 本市観光情報のPRができる行事。

イ 本市の認知度の向上に繋がる行事。

ウ うなりくんの認知度の向上に繋がる行事。

（2）市民のコミュニティ形成を推進することを目的に開催されるもので次に掲げる行事。

ア 市内地域のコミュニティ行事。

イ 市民向けの啓発、周知等の行事。

ウ 一定の公益性が認められる市内行事。

3 出動することができない場合及び行事

(1) 開催される行事に係る主催者の別、開催場所、内容、及びその他の事案について、次に掲げる事例に該当する場合。

ア 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合。

イ うなりくんのイメージを損なうおそれがある場合。

ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合。

エ 特定の個人、法人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合。

(2) 特定の企業又は個人等の主催する行事。

(3) 酒宴が主たる目的の行事。

(4) 出動にかかる受入れ態勢が整わない行事。

(5) その他、社会通念上、うなりくんの出動にふさわしくない行事。

(出動の決定)

第5条 管理者は、第3条の規定による申込があったときは、その内容を審査し、出動を決定し、申込者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の決定をする場合は、条件を付することができる。

(出動決定の取消)

第6条 管理者は、前条の規定による出動の決定をした場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときには、当該決定を取消することができる。

(1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、出動の決定を受けたとき。

(3) 当該決定後に生じた行事について、第2条に規定する出動目的を踏まえ、管理者が当該出動よりも優先度が高いと判断したとき。

(4) その他止むを得ない事情によるとき。

2 管理者は、前項の規定による取消をしたときは、申込者に通知するものとする。

(出動の制限)

第7条 うなりくんの出動時間は、午前8時30分から午後5時15分の範囲内とする。ただし、行事の性質により、夜間、早朝等の出動が要請される場合などで管理者が特に必要と認めるときはこの限りではない。

2 次の各号に該当する場合には、管理者は申込者の意向によらず当該出動を中止することができる。なお、この場合は、書面によらず中止を通知することができる。

(1) 荒天、雨天等により、うなりくんの濡れ、浸水、汚損等の恐れが生じた場合、もしくは、前日等にこれらの状況が想定されるとき。

(2) 会場の受入体制が整わないことが判明したとき。

(3) その他不測の事態により出動が困難となったとき。

(出動経費)

第8条 うなりくんの出動経費については、当分の間無料とする。

(損害賠償)

第9条 申込者が、うなりくんの出動に起因する問題により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第10条 うなりくんの出動に起因する問題が生じたときは、本市の故意または過失により出動時に生じさせた損害等を除き、本市は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

2 第6条の規定による出動決定の取消をしたとき、及び第7条第2項の規定による出動の中止をしたときは、これによって生じた申請者、行事主催者等の損害等については、本市はいかなる場合もその責を負わない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。